

令和2年第1回  
久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和2年2月25日

## 令和2年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和2年2月25日(火)
- 2 招集場所 ホテルマリターレ創世 西館1階 アテナ  
(久留米市東櫛原町900)

3 出席議員 (18名)

1番	永田	一伸	君
2番	中村	博俊	君
3番	石井	秀夫	君
4番	田中	功一	君
5番	田中	良介	君
6番	大熊	博文	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	川野栄美子		君
9番	平木	一朗	君
10番	入江	和隆	君
11番	佐々木益雄		君
12番	山田	忠	君
13番	櫛川	正男	君
14番	組坂	公明	君
15番	安丸眞一郎		君
16番	高橋	直也	君
17番	中島	和正	君
18番	中島	宗昭	君

4 欠席議員 (0名)

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	大久保	勉	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	高木	典雄	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	境	公雄	君

会計管理者 井上 益規 君

**【事務局】**

事務局理事(兼)事務局長 衛本みどり 君

事務局次長 深町 豪 君

主任主事 福田 元気 君

**【消防本部】**

消防長 秋吉 弘章 君

消防次長 高木 昌一 君

参与 田中 嘉親 君

久留米消防署長 川島父三男 君

三井消防署長 執行 悟 君

浮羽消防署長 橋本 俊之 君

三瀨消防署長 坂本 武英 君

大川消防署長 平山 文彦 君

総務担当次長(兼)総務課長 江頭 宣昭 君

人事研修課長 長谷 義 君

予防課長 出利葉 操 君

救急防災課長 轟 仁 君

救急防災課救急主幹 村田 康裕 君

情報指令課長 岡部 幸則 君

## 6 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 第1号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員分限条例及び久留米  
広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する  
条例制定の専決処分について

日程第3 第2号議案 久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を  
改正する条例制定の専決処分について

日程第4 第3号議案 令和元年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別  
会計補正予算（第1号）

日程第5 第4号議案 令和2年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計予算

- 日程第 6 第 5 号議案 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合ふるさと振興  
事業特別会計予算
- 日程第 7 第 6 号議案 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療  
支援事業特別会計予算
- 日程第 8 第 7 号議案 令和 2 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別  
会計予算
- 日程第 9 第 8 号議案 久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正  
する条例
- 日程第 10 第 9 号議案 久留米広域市町村圏事務組合会計年度任用職員給与条  
例
- 日程第 11 第 10 号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の  
施行等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 12 第 11 号議案 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 13 第 12 号議案 久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任に  
ついて
- 日程第 14 会議録署名議員の指名

＝午後 2 時 4 3 分開会＝

---

◎ 開 会

○議長（永田一伸君） それでは、少し時間は早いですが、只今から令和 2 年第 1 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

---

◎ 日程第 1 会期の決定について

○議長（永田一伸君） これより本日の会議を開きます。  
それでは、日程第 1、「会期の決定」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。  
これにご異議はありませんか。  
（『なし』と呼ぶ者あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

---

◎ 日程第 2 第 1 号議案

○議長（永田一伸君） 次に、日程第 2、第 1 号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員分限条例及び久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。  
大久保組合長。

○組合長（大久保勉君） 皆様、こんにちは。

本日、ここに令和 2 年第 1 回組合議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合の運営に対しまして、多大なるご支援、ご協力を賜り感謝を申し上げます。

本日は、事前にお配りしております議案に加えまして、公平委員会委員の選任議案を提出させていただいておりますので、どうか十分にご審議のうえご賛同を賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

それでは、第 1 号議案 職員分限条例及び職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、地方公務員法の一部が改正されたことから、関係条例の一部を改正する必要が生じましたが、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第1号議案を、承認することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、承認されました。

---

### ◎ 日程第3 第2号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第3、第2号議案「久留米広域市町村圏事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）それでは、第2号議案 職員給与条例の一部を改正する条例制定の専決処分についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、令和元年の人事院勧告を踏まえた職員の給料表、住居手当、勤勉手当等の改正を行うに当たり、緊急を要したため、専決処分をいたしておりますので、ここにご報告申し上げ、承認を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第2号議案を、承認することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、承認されました。

---

◎ 日程第4 第3号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第4、第3号議案「令和元年度久留米広域市町村圏事務組合 広域消防特別会計 補正予算(第1号)」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 第3号議案 令和元年度 久留米広域市町村圏事務組合 広域消防特別会計補正予算(第1号)の提案理由を説明申し上げます。

本件は、「消防車両整備事業」の財源の一部として充当する「緊急防災・減災事業債」の適用額を増額できることとなりましたことから、歳入予算について同額を市町負担金から減額する組み替えを行うとともに、地方債の限度額の変更を行うものでございます。

以上で説明を終わります。何卒、ご理解を賜わり、満場のご賛同をお願い申し上げます。

○議長(永田一伸君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第3号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎ 日程第5 第4号議案

◎ 日程第6 第5号議案

◎ 日程第7 第6号議案

◎ 日程第8 第7号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第5、第4号議案「令和2年度久留米広域市町村圏事

務組合一般会計予算」から、日程第8、第7号議案「令和2年度久留米広域市町村圏事務組合 広域消防特別会計予算」までの4件は、いずれも当組合の新年度予算でありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第4号議案から第7号議案までの提案理由につきまして、一括してご説明申し上げます。

先ず、第4号議案の令和2年度一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度当初予算と比較いたしまして、1.1パーセント増の3,578万7千円を計上いたしているところでございます。

次に、第5号議案の令和2年度ふるさと振興事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、対前年度比7.9パーセント減の1,618万7千円を計上しているところでございます。

次に、第6号議案の令和2年度小児救急医療支援事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、対前年度比0.3パーセント減の3,520万9千円を計上しております。

次に、第7号議案の令和2年度広域消防特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、対前年度比23.8パーセント増の64億8,100万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当に説明をさせます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）それでは、これより担当者からの説明を求めます。

○事務局理事（衛本みどり君）議長。

○議長（永田一伸君）衛本事務局理事。

○事務局理事（衛本みどり君）事務局の衛本でございます。

それでは、令和2年度各会計予算につきまして、ご説明いたします。

当組合は、一般会計と、3つの特別会計で運営をいたしております。

事務局が所管いたします、一般会計、ふるさと振興事業特別会計、小児救急医療支援事業特別会計予算につきまして、予算に関する説明書でご説明を申し上げます。

まず、一般会計予算についてでございます。

予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金 3,288万円は、事務局の経常的経費に係る構成市町負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 450万円、構成市町からの事務局派遣職員3名に係る人件費相当額 2,838万円でございます。

4ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目 総務手数料は、証明その他手数料 1 千円を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目 繰越金 2 9 0 万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

6 ページをお願いいたします。

4 款、諸収入は、会計年度任用職員雇用保険料等 6 千円を計上しております。次に、歳出でございます。

7 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 議会費 1 8 9 万円は、議会運営に係る経費で、1 8 名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料がその主なものでございます。

8 ページをお願いいたします。

2 款 総務費は、事務局運営に係る経常的経費でございます。1 項 1 目 一般管理費は、3, 1 4 3 万円を計上いたしております。

内訳でございますが、1 節 報酬 7 6 万 1 千円は、会計年度任用職員 1 名、6 か月分の報酬 7 1 万 1 千円及び行政不服審査会委員 3 名分の委員報酬でございます。

2 節 給料 7 3 万 2 千円は、正副組合長 6 名分の給料でございます。

3 節 職員手当等 1 4 万円 及び 4 節 共済費 1 6 万 4 千円は、会計年度任用職員 1 名、6 か月分の経費でございます。

1 0 節 需用費 6 5 万 4 千円は、事務用品等の消耗品費 2 0 万 4 千円、議案書等の印刷製本費 3 7 万 5 千円がその主なものでございます。

1 1 節 役務費 1 8 万 3 千円は、電話回線使用料等の通信運搬費でございます。

1 8 節 負担金・補助及び交付金 2, 8 3 8 万円は、事務局派遣職員 3 名の派遣元であります久留米市及び大川市に対する人件費負担金でございます。

9 ページをお願いいたします。

2 項 1 目 文書広報費 1 4 万 4 千円は、附属機関であります情報公開・個人情報保護審査会委員 7 名分、情報公開・個人情報保護審議会委員 9 名分の委員報酬がその主なものでございます。

3 項 1 目 公平委員会費 2 万 5 千円は、公平委員会委員 3 名分の委員報酬がその主なものでございます。

4 項 1 目 監査委員費 1 9 万 1 千円は、監査委員 2 名分の委員報酬がその主なものでございます。

1 1 ページをお願いいたします。

3 款 予備費は、2 1 0 万 7 千円を計上いたしております。

続きまして、ふるさと振興事業特別会計予算について、ご説明いたします。

1 9 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款 財産収入のうち、1 項 1 目 利子及び配当金 1, 1 0 0 万円は、ふるさと振興基金の運用収入でございます。

20ページをお願いいたします。

2款1項1目 ふるさと振興基金繰入金 170万円は、ふるさと振興基金積立金からの繰入額を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。

3款1項1目 繰越金 300万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

4款 諸収入のうち、2項1目 雑入 48万5千円は、結婚サポート事業に係るイベント参加料がその主なものでございます。

次に、歳出でございます。

23ページをお願いいたします。

1款1項1目 事業費 1,612万1千円は、ふるさと振興事業に要する経費でございます。

内訳でございますが、1節 報酬 71万1千円、3節 職員手当等 14万円及び4節 共済費 16万4千円は、会計年度任用職員1名、6か月分の経費でございます。

7節 報償費 6万4千円は、ドリームス・エフエムラジオ放送「ちくご路かわら版」の聴取者に対します地場産品のプレゼント代がその主なものでございます。

8節 旅費 126万1千円は、広域行政課題調査研究に係る構成市町職員への費用弁償がその主なものでございます。

10節 需用費 60万8千円は、書籍代、事務用品等の消耗品費 18万円、結婚サポート事業に係る食糧費 36万円がその主なものでございます。

11節 役務費 73万4千円は、ドリームス・エフエムラジオ「ちくご路かわら版」の放送料 55万円がその主なものでございます。

12節 委託料 146万1千円は、当組合ホームページ「ちくご遊学」の更新及び保守管理に係る委託料 55万円、年2回発行しておりますイベント情報リーフレットの作成業務委託料 25万円、及び結婚サポート事業の司会業務等の委託料 66万1千円を計上いたしております。

13節 使用料及び賃借料 106万円は、事務局公用車リース料 44万7千円、事務用機器借上料 42万3千円、結婚サポート事業の会場借上げ料 18万円がその主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金 10万円は、筑後川フェスティバルを実施する団体に対する助成金でございます。

27節 繰出金 981万6千円は、小児救急医療支援事業の運営経費に充てるため、当該特別会計へ繰り出すものでございます。

25ページをお願いいたします。

2款 予備費は、6万6千円を計上いたしております。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計予算について、ご説明をいたします。

31ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目 市町負担金は、1,728万9千円を計上いたしております。

内訳は、構成市町負担金 1,280万6千円、鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町及び柳川市からの近隣市町協力金 448万3千円でございます。

32ページをお願いいたします。

2款1項1目 衛生費県補助金 640万2千円は、福岡県からの小児救急医療支援事業に対する救急医療施設運営費補助金でございます。

33ページをお願いいたします。

3款 繰入金 981万6千円は、ふるさと振興事業特別会計からの繰入金でございます。

34ページをお願いいたします。

4款 繰越金 170万円は、前年度からの繰り越し見込み額を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

36ページをお願いいたします。

1款1項1目 小児救急運営費は、小児救急医療支援事業に要する経費でございまして、1節 報酬 8万8千円は、久留米広域小児救急医療支援事業 運営委員会委員8名分の委員報酬でございます。

12節 委託料 25万円は、久留米広域小児救急センター周知のためのポスター及びチラシの作成経費でございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,333万5千円は、久留米広域小児救急センター運営にかかる医師や看護師の件費等として久留米医師会及び聖マリア病院に対する補助金並びに小児科医研修事業費として久留米大学に対する補助金として交付するものでございます。

内訳は、久留米医師会 2,049万5千円、聖マリア病院 1,084万円、久留米大学 200万円でございます。

37ページをお願いいたします。

2款 予備費は、150万円を計上いたしております。

ここで、説明を交代させていただきます。

○総務担当次長（江頭宣昭君）議長。

○議長（永田一伸君）江頭総務担当次長。

○総務担当次長（江頭宣昭君）消防本部総務課の江頭でございます。

令和2年度広域消防特別会計予算についてご説明させていただきます。

43ページをお願いします。

歳入予算でございますが、1款 分担金及び負担金 1項1目 市町負担金 44億6,896万4千円は、令和2年度の当消防本部を構成いたします4市2町からの負担金です。

1節 経常費負担金 39億6,309万円は、人件費や物件費など、経常経費に

かかる負担金でございます。

2節 特別負担金 5億587万4千円は、退職手当分 1億4,179万7千円、地域医療連携事業分 919万5千円、投資的経費事業特別負担金 3億5,488万2千円でございます。

投資的経費事業特別負担金の内訳でございますが、特殊車両整備分 100万円、組合債償還分 3億3,070万5千円、大川市の負担金でございますが現給保障分として 1,065万8千円、消防本部庁舎非常用発電機外改修工事分として 1,251万9千円でございます。

2目 事業費負担金 7億2,556万2千円は、筑後地域消防指令センターの運営経費といたしまして当消防本部以外の6消防本部から収入するものでございます。

44ページをお願いします。

2款 使用料及び手数料、1項1目 施設使用料 82万円は、自動販売機及び電柱等の設置に係ります行政財産使用料でございます。

2項1目 消防手数料 303万円は、危険物許認可事務手数料が主なものでございます。

45ページの3款 国庫支出金、46ページの4款 県支出金 は、科目存置といたしまして1千円を計上いたしております。

47ページをお願いいたします。

5款 財産収入、1項1目 物品売払収入 73万円は、車両5台分の売却収入でございます。

1項2目 不動産売払収入 は、科目存置として1千円を計上いたしております。

2項 財産運用収入 1万円は、広域消防財政調整基金の利子でございます。

48ページをお願いします。

6款 繰入金 は、本部庁舎非常用発電機外改修工事費の財源といたしまして広域消防財政調整基金から繰り入れるものでございまして、1億800万8千円を計上いたしております。

49ページをお願いします。

7款 繰越金 2億3,045万1千円は令和元年度からの繰越金でございます。

50ページをお願いします。

8款 諸収入 でございますが、1項 組合預金利子 は、1千円を計上いたしております。

2項 雑入 2,792万1千円は、防火管理者講習会受講料 206万2千円、高速自動車国道救急業務支弁金 224万3千円、自治総合センターコミュニティ助成金 200万円、消防救急無線デジタル化整備事業に対します福岡県市町村振興協会からの助成金 2,090万円が主なものでございます。

51ページをお願いいたします。

9款1項 組合債 9億1,550万円のうち、消防車両整備事業 2億9,500万円は、高規格救急自動車3台、救助工作車1台、水槽付き消防ポンプ自動車1

台、資機材搬送車1台分の財源として計上いたしております。

消防庁舎整備事業 1億7,460万円は、本部庁舎非常用発電機外改修工事、浮羽消防署空気充填機設置費用の財源として計上いたしております。

指令システム・デジタル無線部分改修整備事業 4億4,590万円は、指令システム・デジタル無線部分改修整備の財源として計上しております。

以上、歳入総額は、64億8,100万円でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

52ページをお願いいたします。

1款1項1目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務並びに活動に要する経費でございます。1節 報酬 2,110万9千円は、会計年度任用職員12名分が主なものでございます。

2節 給料から4節 共済費は、消防職員427名分の人件費が主なものでございます。

5節 災害補償費 30万円は、会計年度任用職員に係る公務災害補償費でございます。

7節 報償費 273万3千円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、少年消防クラブ育成にかかる資機材購入費が主なものでございます。

8節 旅費のうち 費用弁償 143万5千円は、会計年度任用職員の通勤手当、旅費 1,434万6千円は、県消防学校及び消防大学校への入校旅費が主なものでございます。

9節 交際費 69万5千円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費でございます。

10節 需用費の内、消耗品費 8,199万3千円は、消防職員の制服等の被服及び消防、救急、救助業務に必要な消耗品購入費がその主なものでございます。

燃料費 2,499万3千円は、消防車両の燃料及び庁舎用のプロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 351万2千円は、広報紙・久留米広域消防だよりの印刷費及び予防・救急業務に係る印刷物の作成費が主なものでございます。

光熱水費 4,420万4千円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気、水道、都市ガス料金でございます。

修繕料 3,724万2千円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等にかかる修繕料が主なものでございます。

11節 役務費の内、通信運搬費 3,660万2千円は、一般回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」の利用料が主なものでございます。

手数料 1,723万3千円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 616万3千円は、車両保険料及び消防署所の建物災害共済費が主なものでございます。

12節 委託料 12億9,799万4千円のうち（費用）2億1,266万9千円は、消防署所清掃、事務用機器等保守、職員健康診断、本部庁舎や救急資機材等の点検、指令システム・デジタル無線の保守にかかる委託料が主なものでございます。

（資産）10億8,532万5千円は、指令システム・デジタル無線の部分改修整備にかかる委託料でございます。

13節 使用料及び賃借料 2,219万2千円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

15節 原材料費 35万円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございます。

53ページをお願いいたします。

17節 備品購入費 1,567万9千円は、自然災害、消火活動、及び救急訓練用の資機材購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 3,458万3千円は、県消防学校及び消防大学校への入校負担金、救急救命士3名の養成に係る研修負担金、ドクターカー運行事業費負担金が主なものでございます。

21節 補償・補填及び賠償金は、科目存置として2千円を計上いたしております。

24節 積立金 1万1千円は、広域消防財政調整基金利子を積み立てるものでございます。

26節 公課費 270万1千円は、車両51台分の自動車重量税が主なものでございます。

55ページをお願いいたします。

2目 消防施設費は、庁舎及び車両等の整備に要する経費でございます。

8節 旅費 20万円は、非常用発電機設備の完成検査のため派遣いたします久留米市役所職員の旅費及び費用弁償でございます。

10節 需用費の修繕料 320万円は、三井署三国出張所のホース乾燥台の改修にかかる費用でございます。

12節 委託料 640万7千円は、本部庁舎非常用発電機外改修工事にかかります施工監理委託料が主なものでございます。

14節 工事請負費 3億3,516万2千円は、本部庁舎非常用発電機外改修及び久留米署南出張所防水・外壁改修に係る工事請負費でございます。

17節 備品購入費 3億6,250万円は、空気充填機、高規格救急自動車3台、救助工作車1台、水槽付き消防ポンプ自動車1台、資機材搬送車1台分の購入費が主なものでございます。

56ページをお願いします。

2款1項1目 公債費元金 3億4,167万円は、平成25年度から30年度までに発行いたしました組合債に係る元金償還金でございます。

2款1項2目 利子 749万1千円は、平成25年度から令和元年度までに発行

いたしました組合債に係る利子償還金でございます。

57ページをお願いいたします。

3款 予備費は、1億5,045万1千円を計上いたしております。

以上、歳出総額 64億8,100万円でございます。

簡単ではございますが、以上で広域消防特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（永田一伸君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）3番、久留米市議会から石井秀夫です。

二三、お尋ねをいたします。

まず冒頭に、大久保組合長から新型コロナウイルスについては、適切に対応をしているという言葉をいただいております。

しかし、重大な課題でありますので、私の方から確認の意味もありまして、質問をさせていただきます。

世界中が新型コロナウイルスの猛威にさらされ、先が見えない、そして見えない敵との戦いが続いていると私は感じております。

国内においては、新型コロナウイルスが、感染症法に基づき、指定感染症に指定がされました。

皆様もご案内の通り、国内での感染者がかなり増加し、147名或いはもっと多くの方が感染されている。

そして、亡くなられた方もいらっしゃるとお聞きしております。

北海道におきましては、児童感染も複数発生し、県内福岡市においては2名、熊本県においては3名の感染者が確認され、報道されています。

私共久留米市においては、今年度末まで市の主催、共催のイベントを原則として中止をしていく対応が現在とられております。

そこで、お尋ねいたしますが、新型コロナウイルス感染が疑われる場合を含んだ患者の救急搬送の体制がどうなされているのか、お答えいただきたい。

また、消防本部で働く職員の皆様方におきましては、どのように感染防止対策が行われているのか、お聞きしたいと思っております。

今日のニュースでも、韓国におきましては、救急車内で感染が新たに発生したのではないかとという報道も、昼のテレビで流されておりました。

久留米においても、どのような体制で臨まれようとしているのかお答えいただきたいと思っております。以上です。

○救急主幹（村田康裕君）議長。

○議長（永田一伸君）村田救急主幹。

○救急主幹（村田康裕君）救急防災課の村田でございます。石井秀夫議員の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスでございますが、今月20日には、九州で初めての感染者が福岡市で確認されるなど、当圏域内でもいつ発生してもおかしくない状況であると認識しております。

そうした状況を受け、当消防本部では、総務省消防庁の通知を基本としまして同ウイルスへの感染が疑われる傷病者の搬送が発生した場合の救急搬送体制を構築しております。

具体的に申し上げますと、傷病者の感染の有無が不明な場合が当然あるわけですが、その場合は全て救急車で救急隊が搬送いたします。

また、119番通報時や救急現場において、当本部が同ウイルスへの感染の疑いがあると判断した場合については、基本的には保健所へ引き継ぐこととしておりますが、保健所の移送能力を超える場合につきましては、当本部の救急車で救急隊が搬送することとしております。

次に職員の感染防止策でございますが、通常の救急搬送時においても、同ウイルスにも対応しています、マスク、防護衣、ゴーグル、手袋を着用する等の標準的感染予防策を徹底しております。それに加えて、同ウイルスへの感染が疑われる傷病者を搬送する場合には、傷病者にマスクを着用していただくとともに、救急隊員は気密性が高いN95マスクを着用することとしております。

また、搬送後には、救急車及び資機材について、同ウイルスにも効果がある通常の消毒に加えまして、殺菌効果がより高いオゾンガスによる消毒を実施いたします。

さらに、当本部庁舎内における感染防止策としまして、各署所の入口やトイレ等に液体せっけんやアルコール消毒液を設置し、手洗いを徹底するとともに積極的なマスク着用を努めております。併せまして、毎朝の勤務交代時には、体調不良者の確認を行っており、37.5℃以上の発熱やだるさ等がある職員については、帰国者・接触者相談センターや各保健所が設置しております窓口への相談、もしくは休業等を指導することとしております。

また、同ウイルスへの感染が疑われる傷病者の搬送を行った場合の対応としまして、従事した職員を対象に厚生労働省が指定する「健康観察シート」を作成し、体温測定や呼吸器症状の有無について14日間、毎日チェックを行いまして、職員の健康管理及び感染拡大防止に努めることとしております。

以上で 石井秀夫議員の質問に対する答弁を終わります。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○3番（石井秀夫君）はい。

○議長（永田一伸君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）答弁ありがとうございました。

念には念を入れまして、感染防止、そして救急対応をよろしくお願ひしたいと考えております。

今、答弁の中で、保健所との連携のところも少し答弁されましたが、保健所からチラシなどが配布されまして、予防に対する取り組みを市民の皆様アナウンスされているところですが、そのような新型コロナウイルスへの対策ということで広域消防と各管内の保健所との間で、どのような連携がなされているのか、今一度、細かくお答えいただきたいと思えます。

○救急主幹（村田康裕君）議長。

○議長（永田一伸君）村田救急主幹。

○救急主幹（村田康裕君）石井秀夫議員の2回目の質問にお答えいたします。

当消防本部管轄区域には、久留米市保健所、南筑後保健福祉環境事務所、北筑後保健福祉環境事務所の3つの保健所がございます。

各保健所とは、新型コロナウイルス感染症に関する各省庁からの通知など、最新情報の共有を行うことに加え、定期的な会議を開催し、同ウイルス感染症の患者への対応について協議、調整を行っています。

実際にウイルスへの感染が疑われる傷病者の搬送が発生した場合には、当本部が覚知した場合の連絡、引継ぎや、搬送する医療機関の選定や助言などについて、各保健所と当本部の間で24時間体制で迅速に連絡がとれるよう、具体的な協議が整っております。

また、救急活動後におきましては、救急隊員の健康管理や検査の実施などについて、保健所の協力やアドバイスを得ることとしております。

今後とも、管内の保健所としっかりと連携を図りながら、対応していきたいと考えております。

以上で 石井秀夫議員の質問に対する答弁を終わります。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○議長（永田一伸君）3番、石井秀夫議員。

○3番（石井秀夫君）どうもありがとうございました。

的確に連携、対応がなされているということで、心強いばかりであります。

ここで、私の方から2点ほど要望を申し上げたいと考えております。

1点目は、毎日ウイルスの報道がなされ、特に高齢者の皆さんが非常に恐怖を感じています。

「毎日が恐怖、明日はどうなるのか、次はどうなるのか」と言って私の方に問い合わせがあります。

そして「マスクが手に入らない、今日も買えなかった」とお婆ちゃんが私の方に電話をしていただいたという事例もあります。

その中で、消防も指令本部を始め消防関係の皆さんのところには、問い合わせが殺到しているのではないのかと考えております。

そういう問い合わせにも、出来るだけ対応をしっかりとさせていただきたい。

そして、地域の住民が安全安心な気持ちで生活が出来るような対応を是非この場をお借りしてお願いしたいということでございます。

もう1点ですが、実は私の近くにも外国籍の方が多数生活をしていらっしゃる

ます。

この方たちには、言葉の壁というものもありまして、このコロナウイルスの件につきましても、情報がやはり限られてきているのだろうと、限られた情報しか入ってきていないのではないかと考えております。

外国の方とのコミュニケーションという事になると、大変言葉の部分でご苦労なさるかと思えますけど、やはりそこは、消防の皆さんでそのことについても高齢者同様、親切丁寧に対応お願いしたいと。

この2点をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田一伸君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第4号議案から第7号議案までの各会計予算を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第4号議案から第7号議案までの4件は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎ 日程第9 第8号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第9、第8号議案「久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）それでは、第8号議案 久留米広域市町村圏事務組合手数料条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

本件は、「火災によるり災証明書交付手数料」及び「火災以外の災害によるり災証明書交付手数料」を無料とするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第8号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎ 日程第10 第9号議案

○議長(永田一伸君) 次に、日程第10、第9号議案「久留米広域市町村圏事務組合会計年度任用職員給与条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長(大久保勉君) 第9号議案 久留米広域市町村圏事務組合会計年度任用職員給与条例の提案理由を説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(永田一伸君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第9号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎ 日程第11 第10号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第11、第10号議案「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第10号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由をご説明申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るため、必要な規定の整備及び条文中の用語の整理を行うなど、合計9本の関係条例の一部を改正するものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第10号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎ 日程第12 第11号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第12、第11号議案「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第11号議案 財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明申し上げます。

本件は、地方自治法第237条第2項に規定する条例による普通財産の譲与又は譲渡について、時価による売払いが困難な場合の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上をもちまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていた

できます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第11号議案を、原案のとおり可決することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第11号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎ 日程第13 第12号議案

○議長（永田一伸君）次に、日程第13、第12号議案「久留米広域市町村圏事務組合公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

まず、事務局に議案を朗読させます。

（書記議案朗読）

○議長（永田一伸君）議案の朗読は終わりました。

組合長に提案理由の説明を求めます。

大久保組合長。

○組合長（大久保勉君）第12号議案 公平委員会委員の選任についての提案理由を説明申し上げます。

本件は、当組合の公平委員会委員であります吉住知城氏の任期が、今年度末をもって満了となりますことから、その後任委員として、辻多久雄氏を選任することについて、地方公務員法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何卒、ご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永田一伸君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第12号議案を、同意することにご異議はありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、第12号議案は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(『なし』と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

---

#### ◎ 日程第14 会議録署名議員の指名について

○議長(永田一伸君) 次に、日程第14、「会議録署名議員の指名」を行います。

6番、大熊博文議員、9番、平木一郎議員を指名いたします。

以上をもって、本議会に付議された案件は、全部終了いたしました。

よって、令和2年第1回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

---

=午後3時40分閉会=

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員